



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツにおけるOstrechtsforschungの発展と現状
Author(s)	五十嵐, 清; Igarashi, Kiyoshi
Citation	スラヴ研究, 15, 129-142
Issue Date	1971
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5009
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000112933.pdf



ドイツにおける Ostrechtsforschung の発展と現状

五十嵐 清

- | | |
|---------------|-----------------|
| I は し が き | IV ナチス時代 |
| II 前 史 | V 西ドイツにおける研究の現状 |
| III 第1次大戦後の発展 | |

I は し が き

本稿は、ドイツにおけるソビエトおよび東ヨーロッパ地域の法の研究の発展史と、西ドイツにおけるその研究の現状について紹介しようとするものである。この地域に関する研究は、ドイツにおいては一般に Ostforschung と称されており、したがって、その法の研究についても、Ostrechtsforschung という名称が使用されている。この概念は、第2次大戦までは主として地理学的意味を有するものにすぎなかったが、戦後この地域が社会主義化されるにおよび、Ostrechtsforschung は社会主義法研究と一致するにいたった。それゆえ、本稿はドイツにおける社会主義法の研究史でもある。

本稿の目的は、本誌12号に掲載された外川氏の「フランスにおけるスラブ研究の歴史と現状」のそれと共通のものである。ただし、本稿は限られた資料¹⁾による不完全なものであることを、あらかじめお断りしておきたい。

II 前 史

ドイツにおける Ostforschung、したがって Ostrechtsforschung ということばが学界で市民権を獲得したのは第1次大戦後である。それまでは、東ヨーロッパ地域の地図はかんたんなものであり、Ostforschung の本来の対象はロシアだけであった。そのロシアについても、第1次大戦までは、法の研究は散発的であり、非体系的であった。

その中でも注目されるのは、1829年に Zachariae と Mittermaier とによって創刊された世界で初めての比較法雑誌 Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft und Gesetzgebung des Auslandes が、ロシア法とポーランド法を紹介の対象としたことである²⁾。この

- 1) 第2次大戦終了までの研究史については、Maurach, Aus der Frühzeit der deutschen Ostrechtsforschung, Jahrbuch für Ostrecht VIII/2 (1967), 7-24 が主要な資料。その現状については、Hacker, Die Ostrechtsforschung in der Bundesrepublik Deutschland, Bulletin zur Ostrechtsforschung in den Ländern des Europarates, 1. Jahrg. (1968) 49ff. が詳しい。本稿は、とくに断わりのないかぎり、この両者によっている。なお、これらの資料の教示その他種々の点について、Max-Planck-Institut für ausl. u. intern. Privatrecht の Dietrich A. Loeber 教授と Jan Peter Waehler 氏に負うところ多大であった。厚く感謝したい。
- 2) この雑誌については、拙稿「ドイツにおける比較法の発展(1)」北大法学論集20巻4号318頁参照。第2巻に Bunge によるロシア法研究史の概観(Versuch einer Geschichte des Studiums und der Literatur des russischen Rechts und der Rechtswissenschaft in Rußland überhaupt)があるほか、ほとんど毎巻ロシア法の紹介がある。ただし、他のヨーロッパ法や英米法にくらべると、散発的かつ非体系的であることは、否定しえない。

雑誌のロシア法に関する寄稿者は主としてエストニアの Dorpat 大学のドイツ系学者によって占められていたが、この大学は 80 年代の終りまでドイツ法学のロシアへの媒介者としての役割を果たした。第 1 次大戦前のロシア法への関心は、主に国際法、私法および刑法の領域に見られたにすぎない³⁾。その他、ドイツの大学におけるロシア法の研究は、もっぱらドイツに留学するロシア人法律家によって担われ、種々の博士論文が作成された⁴⁾。

III 第 1 次大戦後の発展

(1) 以上の状況に対し、第 1 次大戦が決定的な変化を与えた。ポーランドと西北ロシアの占領により、ドイツはこの占領地域に対し行政と司法の権限を握り、ドイツの裁判所が占領法規のほか、地方法を適用することになった。そのさい誤解もさけられなかった。最大の誤解は、ロシアでは一部の条文しか適用されていなかった 1903 年刑法典を、全面的に適用したことであった。その影響は戦後にまで及び、バルト 3 国ではなお 20 年以上もこの刑法典が適用をみた。

さて、第 1 次大戦の末期にソビエト新政権が成立したことは、ドイツの Ostforschung に対し、全く新たな課題を与えた。それは、さしあたり歴史学、経済学、社会科学の問題であったが、長期的には法学の助けなしに解決しえない課題となった。他方、第 1 次大戦後、東ヨーロッパの地域にいくつかの新国家の成立をみたが、それが新たに Ostforschung の対象となり、ここに両者を合して Ostrechtsforschung の誕生を見たのである。

(2) ドイツにおける Ostrechtsforschung は、当初から課題の大なるに比し、研究条件はきわめて困難であった。戦後の財政難はさておいても、研究機関には資料がなく、研究者そのものが欠けていた。当初の研究者層は以下の 4 つのグループに分けられる。

i) バルト諸国とロシアからの亡命者。ドイツでは、このグループの数は少なかった。亡命法律学者の多くは、フランス、ユーゴ、チェコにおちつき、そこでプラグ学派やユーゴ・グループを形成して活躍した。ロシアからドイツに亡命した学者としては、刑法学者の Zaitzeff と、国際私法学者の Makarov⁵⁾ が注目される。バルト諸国からドイツへの亡命者は数は多いが、重要性に乏しい。その中では、Dorpat の講師であった Frhr. v. Freytagh-Loringhoven が第 1 人者である⁶⁾。

ii) ソビエトの法律家。外国雑誌に寄稿することにより、Ostrechtsforschung に寄与する。後述のように、ネップ時代にはその数は驚くべきほど多かったが、スターリン時代に

3) 国際法では、Fr. v. Martens の著書のドイツ訳があり、民法では Klibanski の著書が第 1 次大戦中、占領地域で利用された。国家法では Georg Jellinek の影響を受けた Gribovski の著書が 1912 年に出版された。ロシア刑法とその改革は Xaver Gretener と Franz v. Liszt によって注目された。

4) 同様のことは、ドイツと日本の関係についても妥当する。

5) Alexander N. Makarov は 1888 年 Zarskoje Selo に生れる。1914 年ペテルスブルグ大学講師、19 年より 23 年まで教授。後ドイツへ亡命し、1928 年 Kaiser-Wilhelm-Institut (公法) の研究員となり、国籍法と国際私法の領域で活躍。第 2 次大戦後は、Max-Planck-Institut (私法) の研究員、兼チュービンゲン大学名誉教授となる。56 年よりハイデルベルグに移り、今日にいたる。Neuhaus, Alexander N. Makarov, *Rabels Z* 23(1958), 399f. 参照。

6) 彼は 20 年代の初期にプレスラウのロシア法の講師となったが、講義は散発的であった。Die Gesetzgebung der russischen Revolution, 1920 の著者である。

なると減少し、消滅した。

iii) ドイツの学者・実務家で職業上いわば偶然に Ostrecht の問題に関係するようになった人達。ベルリンの弁護士、H. Freund, U. Rukser, E. Loewenfeld の3名がその代表的存在である(後述)。

iv) 東方地域出身の若い研究者。当時はなお萌芽状態にあり、数も少なかったが、やがてドイツの Ostrechtsforschung に大きな地位を占めるようになる。Maurach がその代表的存在である。

(3) つぎに研究機関について。この点も恵まれない。Ostrecht に関する特別の講座は存在せず、1916年に Adolf Weber のイニシアティブによる講座設置の要望があったが、反響なしに終わった。講座がないので、それに即応する Seminar とか Institut とか称する大学内の研究機関もなく、Ostrechtsforschung はアカデミズムの外で行われるほかなかった。そのような研究機関としては、1913年に成立した Deutsche Gesellschaft zum Studium Rußlands (その後 Osteuropas と改称)があり、そこでは当初は主として政治、経済、歴史が問題となったが、後には法に関するインフォメーションも定期的になされるようになり、さらにその雑誌にソビエトの代表的法学者が寄稿したほか、協会主催の講演会の講師に Paše-Ozerskij や Pašukanis のような著名な学者が選ばれたこともある。その他、1922年にケーニヒスベルクに設置された Deutsche Ostmesse が活動の中心であった。これは主として東方との貿易に関心を示していたが、その豊富な文献が Ostrechtsforschung にとっても貴重なものとなった。

しかし、なお法の研究に重点をおいた研究機関は存在しなかった。その欠を埋めたのが、ブレスラウの Osteuropa-Institut である。この研究所の設置計画は1916年にさかのぼるが、それも Adolf Weber の創造的エネルギーの所産である。本来のプランによれば、6部門からなる教育・研究および情報のための研究所として計画された。それが財団法人として設立されたのは1918年4月であったが、敗戦のため、実際に活動を開始したのは1919年より20年にかけてであり、しかも2部門(法と経済)に減縮させられた。しかし、これにより法部門が確保され、しかも、それは情報および鑑定活動により、すぐに一般的に認められるに至った。これに対し、研究所の独自の雑誌を発行する企ては失敗に終わった(1920年)。その代償として、研究叢書 Quellen und Studien des Osteuropa-Institutes が刊行され、その第1巻は Klibanski, Die Gesetzgebung der Bolschewiki, 1920であった。研究所の初代所長 Richard Schott (ロマニスト) が Dorpat で育ったことも、法部門の活動にとり促進的な要素となった。なお、法部門の部長には1922年より Fr. Schöndorf が任命された。彼はブレスラウ大学の(助)教授となったが、研究所では主として東方諸国家の国際私法と婚姻法上の問題にたずさわった⁷⁾。

1924年になってドイツの経済も安定し、研究所の財政も好転した。かくして、翌25年研究所法部門の機関誌 Zeitschrift für osteuropäisches Recht が4季刊として創刊された。編集者は Schott, Schöndorf, E. Warschauer, A. v. Bochmann の4名。発刊の辞によれ

7) Friedrich Schöndorf は1873年の生れ。オデッサから亡命して、ウィーンを経てブレスラウに至る。ナチス時代における運命については、後述参照。

ば、この雑誌の目的は、東ヨーロッパの法の知識の普及により、ドイツの法学と実務生活の必要に役立てるにあり、対象領域は、チェコスロバキア、ポーランド、ロシア、フィンランド、エストニア、ラトビア、リトワニア、ハンガリー、ユーゴスラビア、ブルガリア、ルーマニアに及ぶ。法の分野としては、私法のほか、公法も対象とする。さらに、編集方針について、つぎのように述べている。

「この機会にとくに以下のことを強調したい。この雑誌は、あらゆる政治とは独立して、ただ自由な研究にのみ奉仕しようとし、一面性と先入観なしに、法のあらゆるそのような新形成に立ち向うであろう。どのような考え、敘述、批判も——それが客観的な目的に向って努力する、学問的な仕事の本質を示すものであるかぎり——受け入れられるであろう。そして、種々様々な方向の代表者が加わることによって、読者に自分の判断の形成を可能ならしめることがこの雑誌の努力であろう。」⁸⁾

この編集方針は、後述のように、実現されたものと思われる。

研究員の数も次第に増加した。1925年ブレスラウで「ソビエトにおける外国人の法的地位」の論文で博士号をとった Maurach が、ソビエト法専門の研究員となった⁹⁾。ポーランド法については、Werner Hawlitzky が加わり、鑑定活動に従事した。チェコに関しては、Hans Raupach (現ミュンヘン Osteuropa-Institut 所長) が専門研究員となった。しかし、他の東ヨーロッパ諸国は研究所にとり重要性に乏しかった。研究所は1930年頃まで、つかのまの繁栄の時期を送り、研究叢書に多くの業績を加えた¹⁰⁾。また、他の比較法の企画に重要な貢献をした¹¹⁾。

(4) 1925年には、いま一つの Ostrechtsforschung の専門誌である Ostrecht も創刊された。編集者はベルリンの弁護士、Freund, Rukser, Loewenfeld の3名である。なかでも指導的役割を演じた Freund について、ここで若干の説明を加えることにしたい¹²⁾。

Heinrich Freund は1885年ブレスラウに生れた。父は銀行家としてポーランドの工業界と関係があった。Freund は年少の頃よりポーランド語を話し、ポーランドをしばしば訪問した。ブレスラウ、ミュンヘン、ロンドンで勉学。1913年にブレスラウで博士号をとる。第1次大戦後、ベルリンで弁護士となり、ロシア生れの Vera 夫人と結婚した。それにより、彼はロシア語にも精通し、ソビエトの法律問題を研究するようになった。彼はソビエト法の文献を蒐集し、それはまもなくヨーロッパ最良の蔵書の1つとなった。さらに重要なのは、彼がソビエトロシアにおける出来事を正當に、かつ広い視野をもって判断したことであった。当時20年代のはじめには、多くの人はソビエト国家を一時的なもの

8) Zeitschrift für Osteuropäisches Recht, 1. Jahrg. Zum Geleit.

9) Reinhard Maurach は1902年ロシアの Simferopol で生れる。第2次大戦終了までの経歴については、本文後述参照。現在、ミュンヘン大学教授。Ostrechtsforschung の指導者の1人。刑法学者としても著名である。

10) 重要なものとして、Schöndorf, Das Bulgarische Eherecht, 1924; Bogolepov, Die Rechtsstellung der Ausländer in der UdSSR, 1926; Maurach, Das System des russischen Strafrechts, 1928.

11) その例として、Hueck-Molitor, Europäisches Arbeitsvertragsrecht, 1929; Das landwirtschaftliche Pachtrecht in den europäischen Ländern, 1929; Tabellen zum Wechselrecht, 2. Aufl. 1930への寄与があげられる。

12) 以下、Rukser, Heinrich Freund und das Ostrecht, Ein Rückblick auf die Ostrechtsforschung 1918-1948, Osteuropa-Recht 6 (1960), 2ff. による。

と見た。Freund はこれに反して、ソビエト国家の永続の条件は存在しており、そこに新しい法体系が形成されたことを認めた。また、ソビエトの各地で、同じ法律事件について裁判所が同様な判決を下すことを、ソビエト法体系は保障している、と主張した。彼の著書はソビエト法についての典拠となり¹³⁾、彼の意見は求められた。彼は、帝政ロシア時代にさかのぼる法律問題、とくにアメリカ保険会社の保険契約に関する諸問題の解決に骨折った。ネップ時代にはコンセッションをめぐる諸問題が発生し、彼はこれにも関与した。かくして Freund は短期間にソビエト法に関する傑出した専門家となった。

1920年代のはじめ、Freund は Udo Rukser と知りあい、一緒にポーランドの法律問題に従事した。この共同活動は Ostrecht に関する雑誌の発行を思いたたせた。彼等は Erwin Loewenfeld を仲間に加え、Notgemeinschaft der Deutschen Wissenschaft から刊行助成金を得て、雑誌 Ostrecht を発行することとなった。3人の分担として、Freund がソビエトとバルト諸国、Rukser がポーランド、ブルガリア、Loewenfeld がハンガリー、チェッコ、ユーゴ、ルーマニアを引き受けた。

さて、1925年7月に創刊された Ostrecht 第1号は、刊行目的をつぎのように述べた。

「実務上の観点を特別に強調し、比較法を恒常的に使用することにより、全東ヨーロッパ法領域を独立に厳密に学問的に研究することが、(この雑誌の) 目的である。……政治的論究と傾向は完全に排除される。さらに国際取引の現状では、東ヨーロッパ諸国の法がその国の実務にいかん反映しているか、それが国際公私法の原則とどのように関係しているかが研究されなければならない。……」¹⁴⁾

この雑誌の編集にさいし、Freund は指導的な役割を演じた。編集者たちはつねに現実性をめざし、最新の判例を伝えようとした。銀行の国有化や外国貿易の問題が重視された。外国におけるロシア人の遺産の取扱いについては、特集号を出した¹⁵⁾。なお、1927年に Ostrecht はブレスラウ研究所の機関誌 Zeitschrift für osteuropäisches Recht と合併し、Zeitschrift für Ostrecht となったが、編集の中心はいぜんベルリンにあった。しかし、ナチスの政権奪取とともに、Freund にとっても、またドイツの Ostrechtsforschung にとっても、苦難の時代がはじまるのである。それは後述することとし、ここで、Freund の長年の友、Rukser による評価をかかげることにしよう、

「彼は、ソ連の外で、ソビエト法の学問的研究を創始した人である。その仕事によって、彼は実務に対しても、また理論に対しても、はかり知れない奉仕をした。彼は新しい土地を発見し、それを耕した。彼がその専門に対しどのような意味をもっていたかは、この研究領域がドイツでは彼の退去により衰微し、彼が作りだした声価を失った、ということから明らかである。」¹⁶⁾

(5) 1920年代の後半から30年代のはじめにかけて、ドイツ比較法学はその繁栄期を

13) Freund の全業績について、Osteuropa-Recht 6, 6ff. にリストがある。主著である Das Arbeitsgesetzbuch Sowjetrußlands, 1922; Das Zivilrecht Sowjetrußlands, 1924 などは、わが国でも利用された。たとえば、末川「ソヴィエト・ロシアの民法と労働法」大正15年参照。

14) Ostrecht, Monatsschrift für das Recht der osteuropäischen Staaten, 1 (1925), 1. Vorwort.

15) Zeitschrift für Ostrecht 2 (1928), 1045ff.

16) Rukser, a.a. O. S. 5.

迎えたが、このことは *Ostrechtsforschung* についても妥当した。前述のように、1927 年に 2 つの専門誌が合併して *Zeitschrift für Ostrecht* となったが、このことは内容の制限を意味しなかった。とくに 1929 年度は総計 1644 頁となったが、それは今日西ドイツで発行されている 4 種の *Ostrecht* 専門誌の年間総ページ数を上廻るものである。諸外国の学者の寄稿の多いのも印象的であり、とくにソビエトからの寄稿者は 20 年代には驚くべきほど多かった¹⁷⁾。しかし、30 年代に入ると事態が変り、33 年以後は関係がとだえることになる。*Zeitschrift für Ostrecht* も 1934 年に廃刊となるが、それは後述することとし、ここで以下のような 3 雑誌に対する評価を伝えておきたい。

「これらの雑誌は、少くとも 1934 年以前には、高い声価を有していた。東ヨーロッパ諸国家においてすら、法律家が彼の隣接国の法について知ろうと思った場合には、*Ostrecht* についてのドイツ語の雑誌を手にとった。それは、当時、全東ヨーロッパ地域における法の研究に捧げられた唯一の専門機関であった。したがって、それは個々の東欧諸国において法律家の雑誌の必要な補完をなした。」¹⁸⁾

1930 年よりドイツは経済危機に見舞われた。これがプレスラウの研究所の活動に対し財政的制約となった。研究叢書 *Quellen und Studien* の刊行が停止された。このため、予定されていたソビエト民訴法、ソビエト行政法、露独法律辞典の印刷がいずれも不可能になり、それらは後に Gestapo の押収するところとなった。わずかに、*Maurach, Grundlagen des räterussischen Strafrechts* が 1933 年に刊行されたにすぎない。

IV ナチス時代

(1) 1933 年にはじまるナチス時代はドイツ比較法学に対し致命的打撃を与えたが¹⁹⁾、とりわけ *Ostrechtsforschung* は苦難の道を歩むことになった。

Osteuropa-Institut の最初の犠牲者は Schöndorf であった。彼は非アーリア人として、33 年 4 月研究所と大学から追放され、ふたたびウィーンに亡命したが、38 年の独逸合併にさいし、みずから命を絶った。Schöndorf の後任として研究所の法部門の部長には Maurach が任命された。研究員も交代し、H. Meyer, J. Chodzidlo, H. Stanienda の 3 名が新たに登場した。3 名ともポーランド法が専門であったが、当時はまさにこの問題が重要性を増しつつあったのである。

1933 年 5 月研究所は Gestapo による第 1 回目の搜索をうけた。プロ・ボルシェヴィキ活動をしたというのが、その理由である。研究所は封鎖され、所長や Maurach は家宅搜索を受けた。反国家的文書の押収がおこなわれたが、当時はなおたいしたことなく、10 日後研究所は再開された。

17) 代表的寄稿者として、Boško, Durdenevski, Grodzinski, Gröding, Heifetz, Koreckij, Landkof, Čelcov, Worms の名があげられる。なお 1944 年までのドイツの *Ostrecht* 専門誌に発表されたソビエト法関係の論文リストは、*Osteuropa-Recht* 6 (1960), 87ff. にある。執筆者のリストは、S. 93 にある。ソビエトからの寄稿者は総計 36 名に達している。

18) *Osteuropa-Recht* 6, 83.

19) ナチス時代にドイツ比較法が蒙った打撃については、拙稿「ドイツにおける比較法の発展(3)」北大法学論集 21 巻 2 号参照。

こんどは Zeitschrift für Ostrecht に対し弾圧がおよんだ。スポンサーの Notgemeinschaft は雑誌の非アーリア化を迫り、Freund はじめベルリンの3弁護士が退陣しないかぎり援助を打ちきると通告した。3人の名前を表面に出さなければ雑誌の継続は可能であったが、彼等はいさぎよく雑誌を廃刊させた。1934年4月号が最終号となった²⁰⁾。ドイツの Ostrechtsforschung の栄光は、ここで消滅した。なお、ここでその後の Freund の運命について一言しておきたい。彼は1938年に弁護士としての資格を奪われ、39年4月イギリスに渡った。第2次大戦の勃発により抑留され、41年はじめオーストラリアへ追放された。そこでなお4年間抑留され、釈放されたときはすでに病人であった。46年、家族もようやくオーストラリアに渡った。Freund はしかしオーストラリアでは見るべき活動をする事ができなかった。ようやくアメリカのスタンフォード大学より招へいを受け、渡米したのもつかのま、48年はじめ Palo Alto で死亡した。多くのユダヤ系比較法学者が亡命先で活躍することができたのに比べれば、彼の晩年は全く悲惨なものであった。

(2) 以下、ナチス時代における Ostrechtsforschung の展開を、プレスラウの研究所を中心として略述する。研究所はふたたび独自の雑誌をもつことを欲し、Notgemeinschaft より補助金をえて、1934年秋より Zeitschrift für osteuropäisches Recht の再刊(月刊)に成功した。編集責任者には当時プレスラウ大学国際法教授であった G. A. Walz と A. v. Freytagh-Loringhoven とがなり、編集事務は Maurach が担当した。年間総ページ数は戦時中まで800ページ前後であった。しかし、この雑誌の編集には当初から困難な問題が山積した。まず Walz は、雑誌の性格を、ナチス法を東ヨーロッパに伝えることを目的とするものに変更することを要求した(ただし、そうならなかった)。雑誌の協力者を得るのが次第に困難になった。ソビエトの学者とはすでに接触がなくなっていた。東ヨーロッパ諸国の協力者にはユダヤ人が多く、彼等から寄稿を受けることができなくなった。次第に、アーリア人からの協力も困難となった。さらに内容的にいて、ソビエト問題を客観的に論ずることもほとんど不可能になった。たとえば、Maurach の「ソビエトのデモクラシー？」という論文が党を刺激したといわれる。

このような状況になると、研究所の内部にも、ナチス党にとりいって野心を実現しようとする者が現われてくる。経済部門のロシア専門の研究員 A 博士がそれで、SS および Reichssicherheitshauptamt と関係を結んだ。このため、研究所の内部に不信と不誠実の雰囲気が生じた。A 博士は36年には SS の要求でベルリン大学のロシア学の教授となり、研究所を去った。しかし、彼のさしがねで、37年1月研究所は SS の一隊に襲われ、蔵書4万冊が持ち去られた。この蔵書は SD の秘密研究所である Wannsee-Institut に持ちこまれた。この研究所内で1942年1月ユダヤ問題の究極的解決のプランが確定されたことは知られているが、学問的な研究は一切なされなかった。

プレスラウの研究所はソビエト法関係の文献の大部分を奪われたので、ポーランド、バルカン諸国、チェッコ、ハンガリー、バルト諸国に研究対象を限り、ともかくも研究を続け、また雑誌の刊行も中絶しなかった。一時空席となった所長の地位を Maurach が代行

20) 最終号には、合併以前の両紙を含めて、1925年より34年にいたる論文と資料の全目録を掲載してある。Zeitschrift für Ostrecht 8 (1934), 197ff. なお、これらの雑誌の全世界における現存状況について、Osteuropa-Recht 6, 84ff. 参照。

したが、37年10月 Hans Koch が所長に就任した。

これで最悪の事態は回避されたかに思われたが、10月のなかばに Maurach は Gestapo より捜索を受け、長時間にわたり尋問された。理由は、学問の名の下でプロ・ポリシェヴィキ的活動をしたという点にあった。Maurach は研究所より追放され、種々の訴訟手続がとられた。その結果は幸いすべて無罪ということになったが、彼はもはやブレスラウの研究所に戻ることはできなかった。ときに1939年8月、第2次大戦勃発の直前であった。

(3) ブレスラウの研究所は、新所長 Koch の手腕により、比較的静かな学問的雰囲気を保つのに成功した。法部門の長には H. Meyer がなり、雑誌の編集事務も彼の手に帰した。

1940年 Maurach はケーニヒスベルク大学から招へいされ、彼はそこに Institut für Ostrecht を作るという条件で受諾した。研究所は設置されたが、戦争のため、十分な活動はできなかった。出版物としては、Das Staatsangehörigkeitsrecht der UdSSR, 1942があるのみ。その他に、Handbuch der Sowjetverfassung の原稿も完成したが、印刷中に空襲で焼失した。これに対し、講演活動は活発であった。Maurach にとり印象的であったのは、1940年末に行った「ソ連の国家と憲法」と題する講演であったが、そのときは最前列に警察や SS の高官が陣どり、Maurach が反ソ的言辞をろうしないかと警戒したのであった。当時は独ソ友好関係の下にあり、まさに「時代は変る」というべきである。

戦時中には、その他にも Ostinstitut が設置された。ポーゼンの(ドイツ)帝国大学に招へいされた Fritz Reu のイニシアティブにより、そこに Institut für Ostrecht が設立された。しかし、十分な活動を見るにいたらず、Reu 自身もロシアで戦死した。また、党の影響下に設置された Institut für deutsche Ostarbeit は、古ポーランドのマグデブルグ法史と占領下の法制度の研究をはじめたが、これも端緒だけで終わった。ブレスラウの Osteuropa-Institut では1942年 H. J. Seraphim (かつて20年間にわたり同研究所の経済専門の研究員であった)が所長になり、法部門の長には、H. Schutze v. Lasaulx が就任した。彼は本来 Ostrecht の専門家ではなかったが、すぐ成果をあげることができた²¹⁾。Zeitschrift für osteuropäisches Recht の編集責任者も変り、新たに Heymann²²⁾、Würdinger, Reu, Maurach, Wilhelmi が就任した。編集事務はいぜん Meyer が担当し、Chodzidlo がこれを助けた。1944年には紙の欠乏のため雑誌の発行が停止された。それから間もなく Meyer と Chodzidlo は東部地域で戦死した。

学会活動の方は戦争にもかかわらず比較的盛であり、ポーゼンやプラグで開かれた。1944年夏には、ブレスラウ研究所により、「占領地域における将来の法の新形成」というテーマで純法律的な学会が開かれたのが印象的である。その当時、ドイツの占領地域はま

21) Hermann Schultze v. Lasaulx は1901年イエーナに生れる。31年にチュービンゲンの講師。ロストック、イエーナを経て、41年にブレスラウの教授となる。戦後、各地の教授を経て現ハンブルグ大学教授。法史と商法を専攻。Seminar für Deutsches und Nordisches Recht (ハンブルグ大学の Ostrecht 研究機関。後述)の所長。

22) Ernst Heymann (1870-1946) は著名なドイツ法史学者。1914年以来ベルリン大学教授をつとめ、また Institut für Auslands-und Wirtschaftsrecht の所長を兼ねた。外国法については、イギリス法に関心をもった。1937年には Kaiser-Wilhelm-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht の2代目所長となり、比較法の発展に貢献した。

ドイツにおける Ostrechtsforschung の発展と現状

さに失われようとしていたのであった。

1944 年盛夏には空襲の危険が増大した。そこで、ブレスラウの研究所の蔵書は疎開させた。同年 8 月、ケーニッヒスベルクの研究所の建物は空襲で破壊され、使用が不可能となった。ベルリンの Wannsee-Institut も、ブレスラウから奪取した蔵書の疎開をはかり、オーストリアのグラーツへ運んだが、それから先の運命については、意見がわかれている。それがイギリス軍の手におちたことは確かだが、イギリス側の情報によれば、本を積んだ車が焼失し、蔵書は全部滅失したといわれる。他の信頼すべき情報によれば、蔵書は戦利品としてイギリスの秘密図書館に持ち去られたといわれる。

1945 年になると、ポーゼン、ケーニッヒスベルク、ブレスラウの研究所はいずれも焼失したか、ソビエト軍の手に帰した。疎開させてあったブレスラウの蔵書はソビエト軍に持ち去られ、モスクワのレーニン図書館にあるといわれる。ドイツの Ostrecht の研究者の大部分は死んだか、捕虜になったか、亡命した。「ドイツの Ostrechtswissenschaft は存在するのを止めたのであった。」²³⁾

V 西ドイツにおける研究の現状²⁴⁾

(1) 第 2 次大戦後のドイツにおける Ostrechtsforschung の発展については、西ドイツ（連邦共和国）に視野を限ることとする。東ドイツ（DDR）はそれ自体社会主義国として Ostrechtsforschung の研究対象となったからである。しかし、そこで行われている東ヨーロッパ諸国法の翻訳、資料集、注釈書は西側の Ostrechtsforschung にとって貴重な資料となることを忘れてはならない。

さて、第 2 次大戦の敗戦によって、ドイツにおける Ostrechtsforschung の拠点はすべて西ドイツの手から離れた。したがって、敗戦当時はほとんど見るべきものがなかった。しかし、例外的現象として、ゲッチンゲンではすでに 1945 年 11 月に Lothar Schultz による Ostrecht の講義が行われた²⁵⁾。ハンブルグでは翌年 Ostrecht の研究を目的として Forschungsstelle für Völkerrecht und ausländisches Recht が大学に設置された。

戦後の Ostrechtsforschung は新たな課題に直面した。いうまでもなく、東ヨーロッパ諸国が社会主義化したためであり、いまや Ostrechtsforschung は社会主義法研究と一致するようになった。そうなれば、Ostrechtsforschung の対象国を戦前のものに限る必要はなくなり、東ドイツ、さらには東アジアの社会主義諸国も研究の対象となった²⁶⁾。これらの研究を促進するため、Ostrecht のための講座が設置され、特別の研究機関と図書館が設立された。このため、西ドイツにおける Ostrechtsforschung は急速に発展をとげ、今日

23) Maurach (注 1), S. 24.

24) 以下は主として Hacker (注 1) による。ほぼ同一内容のものが Osteuropa-Recht 13 (1967), 223ff. にある。

25) Schultz は 1904 年リトワニアの Widdrich で生れる。33 年に Riga の講師となる。45 年よりゲッチンゲンの員外教授。著書には、ロシア法史に関する Russische Rechtsgeschichte, 1951 がある。

26) 西ドイツにおける中国法研究の現状については、Uschakow, Die Erforschung und das Studium des chinesischen Rechts in der Bundesrepublik Deutschland, Osteuropa-Recht 15 (1969), 289ff. 参照。

では共産圏外ではアメリカ合衆国につぐ水準に達したといわれる²⁷⁾。以下、西ドイツにおける Ostrechtsforschung の現状について、どこにどのような研究機関があり、どのような研究者がおり、どのような業績があるかを中心に概観することとしたい。

(2) a) 大学附置研究機関

Ostrecht 専門のものと、専門ではないが、それをも含むものがある。

i) Institut für Oste-recht (ケルン大学) 1964 年設立。所長は Boris Meissner²⁸⁾。設立後数年にして急速に発展した。中心は公法とヨーロッパの統合におかれている。蔵書は 8000 冊、それに 234 種の条文集と雑誌がある。所長のほか研究員として、Alexander Uschakow²⁹⁾ (ソ連, ポーランド, ヨーロッパ統合), Dietrich Frenzke²⁹⁾ (チェッコ, 東南ヨーロッパ諸国), Dietrich Müller-Römer³⁰⁾ (DDR), Walter Bröcker (DDR), Edgar Tomson (東アジア諸国), Hans-Theodor Schmidt (ソ連と DDR の刑事法), Dieter Knab (ソ連), Jens Hacker²⁹⁾ (ドイツ・ベルリン問題, ヨーロッパ統合) がいる。

ii) Institut für Recht, Politik und Gesellschaft der sozialistischen Staaten (キール大学) 1959 年設立。当初は Seminar という名称であった。ヨーロッパとアジアの共産主義諸国家の社会国家的発展を法的観点から研究することを目的とする。初代所長は Meissner, 66 年より Dietrich A. Loeber³¹⁾ が所長となる。蔵書 8000 冊のほか、80 種の雑誌がある。蔵書の半分はソビエト関係。その他、ポーランドと DDR も充実している。協力者は Teresa Pusylewitsch のみ。比較的小規模の研究機関である。

iii) Rechtsabteilung des Osteuropa-Instituts (ベルリン自由大学) 1951 年に開設された法部門は、1966 年 8 月より東ヨーロッパ法とソビエト占領地域法の 2 つのセクションに

27) 共産圏外におけるソビエト法研究の現状について、Loeber, Sowjetrechtsforschung ausserhalb des Ostblocks, Pro Baltica, Mélanges dédiés à Kaarel Pusta, 1965, S. 161ff. 参照。

28) Boris Meissner は 1915 年ロシアの Pleskau で生れる。47 年より 53 年までハンブルグの Forschungstelle の Ostrecht 研究員。59 年より 64 年までキール大学教授兼 Seminar f. Politik, Ges. u. Recht Osteuropas の所長。64 年にケルンに移る。現在西ドイツ Ostrechtsforschung の指導者の 1 人。主著として、Die Sowjetunion, die baltischen Staaten und das Völkerrecht, 1956; Sowjetunion und Selbstbestimmungsrecht, 1962; Sowjetunion und Völkerrecht 1917 bis 1962, 1963 など、国際法の分野で活躍。

29) Uschakow と Frenzke は、雑誌 Osteuropa-Recht の編集者。他に両者の編集したものに、Macht und Recht im kommunistischen Herrschaftssystem, 1965 がある。Uschakow の著書には、Der Rat für gegenseitige Wirtschaftshilfe (Comecon), 1962; Das sowjetische Internationale Privatrecht 1917 bis 1962, 1964. がある。その他、Hacker との共著として、Die Intergration Osteuropas 1961 bis 1965, 1966.

30) 著書に、Die Grundrechte Mitteldeutschland, 1965. 方法論に関する論文として、Ziele und Methoden der Rechtsvergleichung zwischen beiden Teilen Deutschlands, Recht in Ost und West 13 (1969), 1ff. がある。

31) Loeber は 1923 年に Riga で裁判官の子として生れる。戦後ドイツの大学で学んだほか、アメリカで Hazard, Berman 両教授についてソビエト法を学ぶ。モスクワにも留学。Max-Planck-Institut (私法) の研究員。67 年よりキール大学教授となる。1961 年に発表された方法論上の論文、Rechtsvergleichung zwischen Ländern mit verschiedener Gesellschaftsordnung, Rabals Z 27, 494 は西ドイツの Ostrechtsforschung に関して bahnbrechend であった。著書として、Urheberrecht der Sowjetunion, 1966; Der hoheitlich gestaltete Vertrag, 1969 がある。後者は教授資格請求論文であり、西ドイツの Ostrechtsforschung の最良の成果の 1 つ。

わかれた。Walter Meder³²⁾ が法部門の長であり、かつ東ヨーロッパ法セクションの長である。ソビエト占領地域法セクションの長は Klemens Pleyer³³⁾ がつとめた。蔵書は合計 12500 冊、それに 100 種の雑誌がある。ここも、ソビエト、ポーランド、DDR が中心。協力者として、Herwig Roggemann。その他、5 人ほどの補助者がいる。

iv) Abteilung für Ostrechtsforschung des Seminars für Deutsches und Nordisches Recht (ハンブルグ大学) この部門は 1953 年に設立された。東ヨーロッパ社会主義諸国の立法、国際取引慣行、判例、文献の研究が目的。東アジア人民民主主義諸国も考慮される。DDR における法の発展も補足的にフォローされる。蔵書数 7000 冊、文献カード 71000 枚に上る。この Seminar 全体の所長は Schultze v. Lasaulx。Ostrecht 部門の専門研究員として、Georg Geilke³⁴⁾ (東ヨーロッパと東アジアの人民民主国、とくにソ連とポーランド)、Anton Lipowschek (チェッコ、東南ヨーロッパ)、Hebert Hülsbergen (ハンガリー) がいる。

v) Forschungsstelle für Völkerrecht und ausländisches öffentliches Recht (ハンブルグ大学) 1946 年 11 月に設立され、当初は Meissner により Ostrecht の研究が行われた。現在は Hermann Weber が Ostrecht 専門研究員で、国際法に従事している。

vi) Institut für Völkerrecht (ゲッティンゲン大学) 原子力法とコメコンの問題を主として研究している。Gottfried Zieger が DDR の法発展を専攻している。

b) 大学外の研究機関

i) Institut für Ostrecht (ミュンヘン) Maurach の努力により、1957 年に設立。かつてのブレスラウとケーニヒスベルクの研究所の伝統をつぎ、ソ連とその他東ヨーロッパ社会主義諸国の法制度の研究を目的とする。DDR における法の解釈と適用にもとくに注意している。その研究成果は、Studien des Instituts für Ostrecht という叢書として発表されている。蔵書は 4000 冊。東ヨーロッパ社会主義諸国の法令集、法律雑誌、代表的新聞を集めている。所長は Maurach と Walter Rosenthal、研究員としては、Werner Schulz (DDR)、Andreas Bilinsky³⁵⁾ (ソ連、チェッコ)、Erhardt Gralla (ポーランド)、Edmund Schweissguth (ユーゴ、ハンガリー) がいる。

ii) Untersuchungsausschuß Freiheitlicher Juristen (ベルリン) DDR 法を専門に研究

32) Meder は 1904 年エストニアの Reval に生れる。39 年よりボーゼンの講師。49 年マールブルグに移り、53 年よりベルリン自由大学員外教授兼 Osteuropa-Institut の法部門の長となる。54 年に正教授。著書として、Das Dekretrecht d. Staatspräsidenten in Estland, 1936; Das Staatsangehörigkeitsrecht d. UdSSR u. d. balt. Staaten, 1950; Grundzüge der sowjet. Staats- und Rechtstheorie, 1963.

33) Pleyer は 1921 年チェッコのピルゼンで生れる。56 年にマールブルグの講師。翌年ダルムシュタットの教授。マインツを経て、67 年にベルリンに移った。経済法学者として著名。東西両ドイツ法を比較したものとして、Zentralplanwirtschaft und Zivilrecht, 1965 がある。最近ケルンに移る。

34) 著書として、ポーランドとソ連の国籍法に関する Das Staatsangehörigkeitsrecht von Polen, 1952; Das Staatsangehörigkeitsrecht der Sowjetunion, 1964 があるほか、ソビエト法の入門書として、Einführung in das Sowjetrecht, 1966 がある。目下ハンブルグ大学でソビエト法を講じている。WGO-Monatshefte für Osteuropäisches Recht の編集者。

35) 著書に、Die Organisation der sowjetischen Anwartschaft, 1958; Das Eherecht in der Sowjetunion, 1961, Das sowjetische Wirtschaftsrecht, 1968. ソビエト経済法の専門家として知られる。

する団体。行政機関や裁判所に対する鑑定活動が多い。ミュンヘンの Institut für Ostrecht と共同で雑誌 Recht in Ost und West の編集をしている。この委員会の長は Walther Rosenthal (刑事法)。そのほか Siegfried Mampel (国家法, 労働・社会法), Götz Schlicht (私法) がいる。

以上は Ostrecht 専門の研究機関であるが, その他多くの比較法研究機関が Ostrecht の部門をもっている。以下その主なものについて, 一言する。

iii) Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht (ハンブルグ)³⁶⁾ 1926 年設立された世界最大の比較法研究所であるが, 当初は Ostrecht の部門をもたなかった。したがって, 蔵書数もこの部門に関しては誇るべきものがない。現在の専門研究員は Friedrich Korkisch³⁷⁾ (チェッコ), Jan Peter Waehler (ソ連, ルーマニア, 極東諸国), Dieter Pfaff³⁸⁾ (ブルガリア, ユーゴ, ポーランド), Loeber (バルト地方)。Waehler, Pfaff 両若手が中心である。

iv) Bundesinstitut für ostwissenschaftliche und internationale Studien (ケルン) この連邦研究所の前身は 1961 年に設立された Bundesinstitut zur Erforschung des Marxismus-Leninismus であり, 1946 年に現在のように改称された。共産主義を世界的現象として, その現象形式の多様性において把握し, 種々の学問領域から研究することを課題としている。Ostrecht に関しても, かなりの鑑定や研究が行われ, 蔵書も充実している。Meissner が所長。Ostrecht の専門家として, Klaus Westen³⁹⁾ と Georg Brunner が活躍している。

v) Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht (フライブルグ) 刑法の比較法研究所であるが, Ostrecht の部門にも力を入れ, 3000 冊の蔵書がある。専門研究員は Thea Lyon。

c) 学会 2 つある。

i) Deutsche Gesellschaft für Osteuropakunde -Fachrichtung Recht Ostrecht に関係するほとんどすべての研究者が加入している。法部門の指導者は, Loeber, Maurach, Meissner の 3 名。

ii) Studiengruppe für Ostrecht (ハンブルグ) 1960 年に設立。西ドイツの西北部で Ostrecht の研究に従事している学者によって組織されている。指導者は Loeber, Meissner, Schultze v. Lasaulx。書記は Waehler。毎年総会が開かれている。

以上の 2 学会とミュンヘンの Institut für Ostrecht が共同して全国的な学会総会が開かれている。第 1 回目は 1961 年に Königswinter で, 2 回目は 1963 年「スターリン死後

36) この研究所については, 拙稿「ドイツにおける比較法の発展 (2)」北大法学論集 21 巻 1 号参照。

37) 1908 年チェコの Mährisch Trübau に生れる。戦前より Max-Planck-Institut の研究員。56 年にハンブルグ大学講師となり, 現在は名誉教授。国際私法, 比較法を講じている。教授資格請求論文は, Das Privatrecht Ost-Mitteleuropas in rechtsvergleichender Sicht, Rabels Z 23 (1958), 201。

38) 著書に, Das sozialistische Eigentum in der Sowjetunion, 1965; Die Entwicklung des sowjetischen Rechts, 1968 がある。

39) フライブルグ大学講師で, Fritz von Hippel の弟子。Hippel によれば, 西ドイツにおけるソビエト法研究の第 1 人者とのこと。著書に, Die rechtstheoretischen und rechtspolitischen Ansichten Josef Stalins, 1959; Die Kommunistische Partei der Sowjetunion und der Sowjetstaat, 1968 がある。後者は教授資格請求論文。

ドイツにおける Ostrechtsforschung の発展と現状

におけるソビエト法の発展傾向」というテーマで Bad Schwalbach で、3 回目は 1965 年「東西両視点における国際法の根本問題」というテーマで Böblingen で、4 回目は 1968 年「ソビエト法の 50 年」というテーマで Hinterzarten で開かれた。最近の学会の成果は刊行されている⁴⁰⁾。

なお、ドイツ比較法学会 (Deutsche Gesellschaft für Rechtsvergleichung) は Ostrecht の部門を有しないが、各部会ごとの報告の中に Ostrecht が含まれるのみならず、社会主義法をテーマとする部会も開かれている⁴¹⁾。

d) 定期刊行物 現在西ドイツには 4 種の Ostrecht 専門の雑誌がある。

i) Osteuropa-Recht. Gegenwartsfragen aus den Rechten des Ostens. 発行者は Deutsche Gesellschaft für Osteuropakunde, 現在の編集者は Frenzke と Uschakow。1955 年に創刊され、当初は年 2 回だけだったが、60 年より 4 季刊となる。もっとも重要な雑誌で、とくに文献欄が充実している。

ii) Recht in Ost und West. Zeitschrift für Rechtsvergleichung und interzonale Rechtsprobleme. 発行者は Vereinigung Freiheitlicher Juristen, それにミュンヘンの Institut für Ostrecht が協力。編集長は H. Mirbt。1957 年創刊、隔月刊である。DDR 法が中心であるが、西欧的法原理と国家と法に関する共産主義的見解とのイデオロギー的対決に仕えることを目的とするもの⁴²⁾。

iii) WGO-Monatshefte für Osteuropäisches Recht 編集者は Geilke。1960 年創刊で、隔月刊。WGO とは Die wichtigsten Gesetzgebungsakte in den Ländern Ost-, Südosteuropas und in den ostasiatischen Volksdemokratien の略。共産圏諸国の法令の翻訳をあつめたもの。

iv) Jahrbuch für Ostrecht ミュンヘンの Institut für Ostrecht の委任により、Maurach と Rosenthal が編集発行するもの。年報と称するが、半年刊である。1960 年創刊。

(3) むすび Hacker によれば、⁴³⁾ 西ドイツでは、今日 Ostrechtsforschung は法学の確立された生ける部門になっている。その証拠としては、前述のようなこの学問領域の制度化の程度のみならず、その業績の争いえない学問的水準があげられる。共産主義国家の政治と密接に結びついた素材をあつかうこの学問に対する通常の法律家の潜在的抵抗感、この学問の業績が高まるにつれ消滅した。西ドイツの Ostrechtsforschung の目ざましい躍進は、とりわけモノグラフィーの数に表現される。それに、多くの雑誌論文が加わる。さらに研究者間の共同研究や学会による活動もめざましい。

しかし、若干の欠陥がないわけではない。それは、とくに事項的地域的重点と後継者養成に関する。事項的重点は断然公法（憲法と国際法）におかれている。それに続くものは私法と刑法であり、他の重要領域については、ほとんど研究が行われていない。地域的には、西ドイツの Ostrechtsforschung はソビエト法の研究を中心としている。近年は DDR

40) Maurach u. Meissner (Hrsg.), Völkerrecht in Ost und West, 1967 ; 50 Jahre Sowjetrecht, 1969.

41) たとえば、1969 年度の総会では、刑法部会と無体財産法部会が社会主義法を取りあげた。

42) Recht in Ost und West, 1. Jahrg. (1957), Heft 1, Zum Geleit!

43) Hacker (注 1), 60f.

法の研究も増大した。しかし、他の東中および東南ヨーロッパ諸国については従来あまり研究されていない。この点では、ことばの障碍が大きく近い将来において改善される可能性はない。さいごに、Ostrechtsforschung についての学問的方法論に関する問題もあまり論議されていない。しかし、これは法律学一般の欠陥であって、とくに Ostrechtsforschung に典型的な弱点というわけではない。

以上が、現在の西ドイツの Ostrechtsforschung に対する Hacker の評価である。このような評価は、他の多くの西ドイツの研究者の評価と一致しており、客観性があるものと思われる。しかし、わが国の社会主義法研究者は一般にこの事実を無視している。西ドイツの社会主義法研究は反共プロパガンダの所産であり、科学性に乏しい、というのがその理由であろう⁴⁴⁾。たしかに、それを裏付ける材料も多かったようである。第2次大戦の敗戦による東部地域の喪失と東西ドイツの分離にともなう西ドイツの政治的状況が、そのような傾向を生み出したとしても不思議ではない。だが、この点は急速に改善されつつあるように思われる。とくに、若手研究者が客観的立場に立って研究を促進しつつある。⁴⁵⁾ Hacker の指摘する方法論上の弱点も、次第に克服されつつある⁴⁶⁾。われわれは西ドイツの Ostrechtsforschung の成果をもっと利用すべきであろう。

〔附記〕本稿は昭和45年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。

44) この点で印象的なのは、チヒクワゼ・ジーフス「法律学における『ソビエトロロジー』の新しい傾向」(中山訳, 立命館法学 75・76 合併号)において、よかれあしかれ西ドイツの学者が無視されたことである。これに対する反論として, Westen, Neue Tendenzen in der sowjetischen Sehweise der westlichen Ostrechtsforschung—eine Entgegnung, Osteuropa-Recht 13 (1967), 214.

45) 客観的立場とは何か, そのようなものがありうるか, ということが問題となるが, ここでは反共的イデオロギーから解放されていることを意味するにとどめたい。

46) 注目すべき方法論上の論文としては, Loeber, (注 31), Müller-Römer (注 30) のほか, Jakobs, Zur Methodik der Zivilrechtsvergleichung zwischen Rechten aus verschiedenen Gesellschaftsordnungen, Osteuropa-Recht 9 (1963), 108 がある。これらを総合検討することは他日に期したい。